

日光茅ボッチの会 会則

—土呂部の里山風景と草原植物を守る—

[名称]

1. 会の名称は、「日光茅ボッチの会」(以下「本会」という)と称する。

[事務局]

2. 本会の事務局を栃木県日光市に置く。

[目的]

3. 消滅の危機に瀕している日光市土呂部の草原を未来に引き継いでいくため、草原の草刈りを継続する活動をすすめ、希少な植物の復活や、自生する四季折々の花や茅ボッチのある秋の風景を多くの方々に見てもらうなど、豊かな自然環境の復活と里山景観の保全を進める。あわせて魅力ある草原が日光の新たな観光資源となり、そこを訪れる人々との交流により、土呂部地区、さらには栗山地域の活性化と振興につながることをめざす。

[事業]

4. 上記の目的を達成するために、以下の事業を行う。
 - ① 草原に関する、現況を把握するための基本的な調査、最適な管理方法や自然環境の実態把握、希少植物の増殖などの調査研究
 - ② 草原を保全するための定期的な草刈りと茅ボッチづくり、獣害対策
 - ③ 草原内の自然観察路の整備や自然観察会開催による草原の魅力発信
 - ④ 一般を対象にした草刈りや茅ボッチ体験プログラムの開催や、機関誌・ブログ・SNS などを活用した周知啓発
 - ⑤ その他、目的を達成するために必要な事業

[会員及び会費]

5. 会員の区分は次のとおりとする。なお、入会は、入会申込書を本会に提出して受理されること。
 - ① 正会員 本会の主旨に賛同し、本会の運営に関わり、活動を希望する個人または団体
 - ② 家族会員 本会の主旨に賛同し、本会での活動を希望する正会員の家族
 - ③ 賛助会員 本会の主旨に賛同し、本会の活動に協力、援助しようとする団体または個人
6. 会費は以下のとおりとする。なお、設立日が属する初年度も、以下と同額の会費とする。
 - ① 正会員 年会費 5,000 円。(学生:3,000 円、団体:10,000 円)
 - ② 家族会員(正会員の家族) 年会費 1,000 円。

③ 賛助会員 年会費 1口 10,000 円。

7. 議決権は正会員のみが有する。

[役員]

8. 本会に次の役員を置く。

- ① 代表1名
- ② 副代表2名以内。
- ③ 幹事 2 名以内
- ④ 会計1名
- ⑤ 監査2名以内。

9. 本会の運営に関し必要な助言を得るために顧問を置くことができる。

10. 役員任期は2年とし、再任を防げない。なお、設立初年度については、会計年度の期間をもって1年間と見なす。

[総会]

11. 会計年度終了後、速やかに定期総会を開催する。

12. 総会は代表が招集し、総会の議長となる。代表が出席できない場合は副代表がその任にあたる。

13. 総会においては、次に掲げる事項を議決する。

- ① 会則の変更
- ② 役員承認
- ③ 会員の除名
- ④ 事業報告及び収支決算承認
- ⑤ 事業計画及び予算案の決定
- ⑥ その他会運営に必要な事項

14. 総会の議事承認は、議決権を有する出席会員の過半数の同意で決する。ただし、会則の変更にあつては、議決権を有する出席会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

15. 家族会員、賛助会員は総会に出席し、意見を述べる事ができる。

16. 本会運営に必要な事項承認を得るため、臨時総会を開催することができる

[役員会]

17. 役員会は、代表、副代表、幹事、会計、監査をもって構成する。

18. 役員会は、代表が随時招集し、役員過半数の出席により成立し、議事は出席役員過半数で決する。

19. 役員会は、次の事項を協議する。

- ① 会則で定める事項のうち、協議を要するもの

② その他、本会の運営及び事業の執行に必要な事項

[会計]

20. 本会の収入は、会費、寄付金、出資金、その他収入によって、運営される。
21. 出資金は会員が任意に本会の活動資金として預託するものとし、本会は活動資金として出資金を活用することができる。なお、出資した会員が退会した時には返却する。
22. 事業の遂行に必要があると判断されたとき、特別会計を設けることができる。
23. 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。ただし設立時は設立日から次の3月31日までを会計年度とする

[会員の特典と義務]

24. 会員は次の特典を受けることができる。
- ① 本会の開催する行事や活動への参加。
 - ② 行事・活動に参加費が伴う場合の参加費割引。
 - ③ 機関誌・会員専用ホームページ等による情報提供。
25. 会員は次の義務を負う。
- ① 年会費を前納する。
 - ② 住所、氏名等、連絡先の変更があった場合は速やかに届け出なくてはならない。

[退会]

26. 会員が退会しようとするときは、届け出なくてはならない。

[除名]

27. 本会は次の理由に該当する会員を、総会の決議により除名とすることができる。その場合、前納した会費および出資金は返還しない。
- ① 本会の主旨に反する行為、または本会の信用を損なう行為のあった会員

[会員資格の喪失]

28. 次の理由に該当する会員は会員資格を自動的に喪失する。その場合、出資金は返還しない。
- ① 年会費を2年以上滞納したとき。

[付則]

- 本会則は、平成25年(2013年)11月9日より施行する。
- 本会則は、平成27年(2015年)5月9日より施行する。
- 本会則は、平成29年(2017年)4月22日より施行する。